

監査監第1732号

令和5年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市議会議長 中 島 隆 一 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸

同 工 藤 道 弘

同 江 原 大 輔

同 渋 谷 佳 孝

定期監査及び行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査及び行政監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

総務局

総務部

総務課、アーカイブズセンター、法務・コンプライアンス課、

行政透明推進課

人事部

人事課、職員課、人材育成課

危機管理部

危機管理課、防災課

各区役所

区民生活部

総務課、地域商工室（大宮区、浦和区）、観光経済室（岩槻区）

出納室

出納課、審査課

(2) 対象事務

令和4年度（令和4年4月1日から令和4年10月末日まで）及び他の年度における財務に関する事務の執行並びに行政事務について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 収納金は適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。

(2) 支出事務

ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

イ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払、繰替払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。

ウ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

ウ 契約書どおりの履行はなされているか。

(4) 財産管理事務

ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品管理シールなどは正確に貼付されているか。

(5) 行政事務

ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。

イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和4年11月28日（月）から令和5年3月27日（月）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとお

り改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 行政財産の目的外使用許可に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) 電柱 【西区総務課】

(イ) 広告付きマット 【緑区総務課】

イ 行政財産の目的外使用許可（北区役所自動販売機電気料負担金等）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る電気料金の算定を誤っていたので、さいたま市財産規則第27条及び行政財産目的外使用許可事務取扱要領第13に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【北区総務課】

ウ 行政財産の目的外使用許可（郵便差出箱等）に係る行政財産使用料において、使用前に使用料を納付させていなかったため、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【中央区総務課】

エ 行政財産の目的外使用許可（食堂）に係る施設光熱水費等負担金において、施設に係る損害保険料の算定を誤っていたので、さいたま市財産規則第27条並びに行政財産目的外使用許可事務取扱要領第12の2及び第13に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 【中央区総務課】

(2) 支出事務

ア 資金前渡において、過年度の精算誤りにより、前渡金出納簿と資金前渡口座の残高が相違していたので、適正な事務処理を行うべきである。

【西区総務課】

イ 西区選挙管理委員会委員報酬において、前回の指摘にもかかわらず、月額報酬をさいたま市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項で定める日に支給していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。 【西区総務課】

ウ 緑区選挙管理委員会委員報酬において、月額報酬をさいたま市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第4条第2項で定める日に支給していなかったため、適正な事務処理を行うべきである。 【緑区総務課】

エ 区役所産業医報酬において、月額報酬をさいたま市各区役所産業医設置要綱第10条第1項で定める日までに支給していなかったため、適正な事務処理

を行うべきである。

【中央区総務課】

オ 報償費（防災アドバイザー会講師派遣謝金等）において、支出関係書類を事実と異なる日付で作成していたので、適正な事務処理を行うべきである。

【南区総務課】

カ 会計年度任用職員（事務補助）の旅費において、通勤経費に係る費用弁償の支給額に誤りがあったので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第9条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【アーカイブズセンター】

キ 会計年度任用職員（事務補助）の職員手当等において、期末手当の支給額を誤っていたので、さいたま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第18条第6項第2号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【岩槻区観光経済室】

【審査課】

(3) 契約事務

ア 一般競争入札の告示に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

(ア) さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務委託契約 【中央区総務課】

(イ) さいたま市緑区役所構内電話交換機設備賃貸借契約 【緑区総務課】

イ さいたま市緑区役所構内電話交換機設備賃貸借契約において、支出負担行為伺書に係る決裁を区長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【緑区総務課】

(4) 財産管理事務

ア 公有財産の貸付契約（自動販売機等）において、公募の公告に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【見沼区総務課】

イ 貸付契約（タッチパネル式多言語対応型デジタルサイネージ）において、公募の公告に係る決裁を部長決裁とすべきところを課長決裁としていたため、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【岩槻区総務課】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。